

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 8件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は16万2,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は16万4,000円、申立期間④は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月21日  
④ 平成16年12月20日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額（申立期間①は16万2,000円、申立期間②は21万4,000円、申立期間③は16万4,000円、申立期間④は21万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は24万8,000円、申立期間②は29万6,000円、申立期間③は23万6,000円、申立期間④は29万4,000円、申立期間⑤は23万3,000円、申立期間⑥は29万5,000円、申立期間⑦は18万8,000円、申立期間⑧は27万8,000円、申立期間⑨は20万円、申立期間⑩は29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月21日  
④ 平成16年12月20日  
⑤ 平成17年7月20日  
⑥ 平成17年12月20日  
⑦ 平成18年7月20日  
⑧ 平成18年12月20日  
⑨ 平成19年7月19日  
⑩ 平成19年12月20日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月、同年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月及び同年12月の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑨及び⑩については、銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しによ

り、また、申立期間⑦及び⑧については、A社から提出された給与台帳により、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額（申立期間①は 24 万 8,000 円、申立期間②は 29 万 6,000 円、申立期間③は 23 万 6,000 円、申立期間④は 29 万 4,000 円、申立期間⑤は 23 万 3,000 円、申立期間⑥は 29 万 5,000 円、申立期間⑦は 18 万 8,000 円、申立期間⑧は 27 万 8,000 円、申立期間⑨は 20 万円、申立期間⑩は 29 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月8日に、資格喪失日に係る記録を45年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年9月及び同年10月は3万円、同年11月及び同年12月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月8日から45年1月1日まで

申立期間について、A社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給料支払明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給料支払明細書及び複数の同僚の証言により、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和44年9月及び同年10月は3万円、同年11月及び同年12月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の当時の事業主は病気療養中のため、回答を得ることはできないものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととな

るが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は3万7,000円、申立期間②は11万3,000円、申立期間③は13万8,000円、申立期間④は16万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年7月21日  
④ 平成16年12月20日

A社において、平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月の賞与の記録が抜けているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された「お取引明細表」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書の写しにより、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額（申立期間①は3万7,000円、申立期間②は11万3,000円、申立期間③は13万8,000円、申立期間④は16万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、A社C工場）における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和19年10月から20年9月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から20年10月1日まで

私は、A社B工場に昭和17年3月15日に入社し、終戦まで継続して勤務した。しかし年金記録を確認したところ、日本年金機構から「昭和19年6月に厚生年金保険の資格取得をしている記録はあるが、資格喪失日が不明」との回答をもらった。

私が終戦までA社B工場に勤務したことは、間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人はA社B工場において昭和19年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同日に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されたことが確認できるものの、当該記号番号に係る資格喪失日については確認できない。

しかし、申立人は申立期間当時の状況を具体的かつ詳細に記憶しており、A社C工場提出の申立人の在籍資料によれば、「役名 D職 入社17年3月15日 退職20年9月30日」と記載されていることから、申立人は、申立期間において同社B工場に継続して勤務していたことが確認できる上、同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B工場の労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険



被保険者名簿については、戦災により全て焼失し、現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、同被保険者名簿では、申立期間の被保険者記録は無いが、オンライン記録には、申立期間の被保険者記録が確認できる者も複数見られることから、社会保険事務所（当時）の同社に係る年金記録の管理が十分になされていなかったことがうかがえる。

他方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票を見ると、「改」の印が押されており、厚生年金保険法が施行されたことに伴い、被保険者資格を取得したことがうかがわれるところ、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であるため厚生年金保険料の徴収は行われておらず、被保険者期間に算入しない取扱いとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社B工場において厚生年金保険の適用拡大に伴い、昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年10月1日に資格を喪失したことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和19年10月から20年9月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8043

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月2日から同年8月1日まで

A社からC社に転勤したが、継続して勤務していたので申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社からの回答により、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は昭和58年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和58年6月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8044

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 10 日から 29 年 10 月 20 日まで  
② 昭和 34 年 2 月 12 日から同年 6 月 20 日まで

昭和 34 年 6 月に A 社を退職したのは、その年の 8 月に出産予定であったため、その後もまた働くつもりであった。会社から脱退手当金の手続については、何も説明されていない。平成 8 年に、同社及び B 社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金支給済みということを知ることがされたが、脱退手当金をもらっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間に係る事業所と申立期間①に係る事業所は同一事業所であり、申立人が再取得した経緯を明確に記憶していることを踏まえると、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 6 月 20 日の前後 1 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を含め 6 人であるところ、申立人以外の 5 人の同原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある一方、申立人には「脱」の表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3626

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年8月まで

私の国民年金については、20歳になった時に、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。年金手帳は、母親から受け取ったように思うが紛失してしまった。私が就職する際に、母親に「後は自分で納付していくように。」と言われたことを覚えているので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、国民年金に新規に加入した被保険者に払い出されるはずの国民年金手帳記号番号が、申立人に対しては、これまでに払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が居住しているA市においても、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は確認できない。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、申立期間を含む国民年金加入期間において保険料を全て納付しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、母親に対しては、昭和36年1月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されており、国民年金の加入手続後に保険料を納付していたことが確認できるため、国民年金に未加入である申立人とは状況が異なり、母親が自身の保険料を納付していることをもつ

て、申立人の保険料についても納付していたと推認することまではできない。

加えて、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（石川）国民年金 事案 3627

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年6月まで

昭和44年4月にA市内の現住所地に引っ越した時、町内会の方に勧められて国民年金に加入し、51年6月まで集金により国民年金保険料として毎月250円から300円ほどの金額を納付していたと記憶している。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月にA市内の現住所地に転居した際、町内会の方に勧められて国民年金に加入し、その加入手続は、当時の国民年金の集金人に依頼したとしているところ、申立人によると、その集金人は既に亡くなっており、当時の加入手続状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものと考えられる。この際、夫は申立期間において厚生年金保険被保険者であったことから、申立人は国民年金任意加入対象者に該当し、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、同年7月2日を任意加入被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が現在所持する年金手帳の国民年金の資格記録は、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿の記録と符合し、不自然な点が無い上、

前述のとおり、当時の集金人が既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況を聴取することができないほか、申立人が名前を挙げた申立期間の保険料を一緒に納付していたとする者に当時の保険料の納付状況を聴取したが、申立人の申立期間の保険料納付について具体的な証言が得られず、申立期間の保険料が納付されていたことがうかがえる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年頃から50年頃までのうちの3か月間又は4か月間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年頃から50年頃までのうちの3か月間又は4か月間

私は、学校を卒業後、時期は定かではないが学生時代のクラスメイトであった方の誘いで一緒に就職し、年金制度に加入した。就業先の名称は覚えていないが、年金事務所で就業先は厚生年金保険の適用を受けていなかったのではなかろうかとの説明を受けたため、加入した制度は国民年金であったような気がする。ここでの就業期間は3か月間か4か月間ぐらいと短かったが、社会人となり自分で収入を得始めたということを契機に就業期間中は国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については、余り覚えていないとしており、国民年金保険料の納付をしていた時期については、昭和45年頃から50年頃までのうちの3か月間又は4か月間とし、この申立期間に納付した保険料の金額は覚えていないとしている。聴取の過程において、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付は母親が行ってくれたかもしれないともしているが、母親は高齢のため当時のことは確認ができないとしている。これらのことから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年2月頃に払い出され、同年2月に被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられるところ、旧姓を含む各種氏名等を考慮して確認を実施したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号



が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われたものと考えられる。このため、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、申立期間当時のことを知る者としてクラスメイトの名前を挙げているものの、申立人によると、当該クラスメイトは既に亡くなっているとしているため、申立期間当時の状況について聴取することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（静岡）国民年金 事案 3629

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から46年3月までの国民年金保険料（38年頃からは付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から46年3月まで

私は、昭和36年7月にA市B団地に転居し、その後いつかは覚えていないが、国民年金に加入した。国民年金保険料は友人二人と一緒に、毎月、同団地の管理事務所にあった同市出張所で納付していた。38年頃に保険料をプラスアルファする制度が始まったので、すぐにそれにも加入してプラスアルファ分の保険料も併せて納付していた。41年7月にC市へ転居した後も同様に保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年7月にA市B団地へ転居した後に国民年金に加入し、38年頃に国民年金保険料をプラスアルファする制度が始まったので、すぐにそれにも加入したとしている。しかし、申立人は具体的な国民年金加入手続時期を覚えていないとしている上、申立人が主張する「保険料をプラスアルファする制度」は、付加保険料の納付に関する制度と考えられるところ、当該制度の開始は45年10月であり、申立人の説明は当時の制度とは合致しないことから、申立期間に係る国民年金加入手続状況及び付加保険料を納付する申出状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後に居住していたD市E区において夫と共に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和

48年1月から同年3月頃までに初めて行われ、この加入手続の際に、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌月の46年5月1日を国民年金被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。これらのことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立期間のうち、昭和36年7月から41年6月までの国民年金保険料については、申立人は、友人二人と、毎月、団地の管理事務所にあったA市出張所で納付していたとしているところ、同市によると、「申立期間当時、B団地に出張所若しくは連絡所は存在していなかった。」としているほか、オンライン記録によると、申立人が一緒に保険料を納付したとする友人について、一人は既に亡くなっており当時の事情を聴取することはできず、もう一人は申立期間において国民年金に未加入であることから、申立人が同市において保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和41年7月から46年3月までについては、居住していたとするC市においても、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料（昭和38年頃からは付加保険料を含む。）を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（昭和38年頃からは付加保険料を含む。）を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8045

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月  
② 平成 17 年 12 月  
③ 平成 18 年 7 月  
④ 平成 18 年 12 月

A社に勤務していた時に支給された申立期間の賞与について、年金記録が無いことが分かったので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B金融機関の取引明細表を提出し、「当該入金の中にA社からの賞与がある。」と主張しているところ、当該取引明細表によると、申立期間において、入金者が特定できないものの、ATMからの入金が複数確認できる。

しかし、B金融機関は、「ATMで入金を行った者を特定することは困難である。」と回答している。

また、申立人が、申立期間当時の経理責任者として名前を挙げているA社の事業主は、「当時の貸金台帳等の資料は保管していないが、申立人に申立期間に係る賞与は支給していない。また、給与及び賞与をATMから入金したことは無い。」と証言している上、申立人も、「申立期間当時、自分は代表取締役の一人だったので、ある程度経営を任されていた。その際、自分自身の給与や賞与を自分でATMから入金したのかもしれないが、詳しいことは覚えていない。」と述べていることから、申立人の申立期間①から④までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月から 42 年 4 月まで

私は、昭和 40 年 3 月から 42 年 4 月まで A 事業所で働いていた。最初の 1 年間は同事業所に住み込みで勤務し、2 年目は自宅からスクーターで通ったことを覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 事業所はメリヤス業であった。B 市 C 区 D 町の辺りにあり、E 通りよりも南側にあり、近くの角には銭湯があった。そこで私は配達の仕事をしていた。」と述べているところ、その内容は、申立期間当時の電話帳に記載されている A 事業所の業種及び申立期間当時の住宅地図と一致していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

また、上記住宅地図に記載されている A 事業所の事業主と思われる者については、オンライン記録において同姓同名の者が多数いることから特定できない上、申立人は、「A 事業所には、事業主とその家族しかいなかった。家族の名前は覚えていない。」と述べていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8047

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日  
② 平成 15 年 12 月 18 日  
③ 平成 16 年 7 月 21 日  
④ 平成 16 年 12 月 20 日  
⑤ 平成 17 年 7 月 20 日  
⑥ 平成 17 年 12 月 20 日

A社から賞与の支給があった記憶がある。申立期間の年金記録を確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

銀行から提出された「お取引明細表」（平成 15 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで）によると、申立人の銀行口座にはA社における毎月の給与の振込みについては確認できるものの、申立期間における賞与の振込みについては確認できない。

また、上記「お取引明細表」により、申立人の給与は毎月 15 日に支払われていることが確認できるところ、A社は、「正社員の給与の支払は毎月 25 日であり、それ以外の日に支払われている者は登録型の派遣社員である。登録型の派遣社員に対しては、賞与を支払ったことはない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8048

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 31 年 6 月まで

昭和28年に中学校を卒業し、A事業所に就職、31年6月まで住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、A事業所に在職中、ケガの治療のため健康保険証を使った記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所の複数の同僚が申立人と一緒に勤務していたことを証言していること、及び申立人が記憶する複数の同僚を同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できることから判断して、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿によれば、A事業所は、昭和30年10月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所としての記録は確認できない上、同事業所の事業主は既に他界しており、事業主の親族は、当時の資料の保管も無いことから、厚生年金保険の取扱いは分からないと回答している。

また、被保険者名簿によれば、A事業所において最も遅く被保険者資格を取得している者の取得日は、昭和28年2月25日であり、申立人が記憶する申立人と同時期に同事業所に就職した者及び申立人よりも後に同事業所に就職した複数の者については、同事業所における被保険者記録を確認することができないことから、申立期間当時、同事業所においては、新たに就職した者を厚生年金保険の被保険者としていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶する申立人よりも後に就職した同僚のうち、連絡先の



判明する一人は、「当時のA事業所における厚生年金保険の取扱いは分からない。給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていない。」と証言している。

加えて、申立人は、申立期間当時に健康保険証を使い、医療機関で診療を受けたと主張しているものの、当該医療機関の名称については記憶しておらず、事実関係を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8049

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 15 日から 33 年 9 月 1 日まで  
私は、昭和 32 年 4 月に A 社に入社し、33 年 8 月末に退社した。

申立期間において A 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社直後に、研修に参加したことや、催事場で開催された個展の手伝いをしたことを覚えている。研修後は、売場を担当していた。」と述べており、その内容の一部は A 社の複数の同僚の証言と符合しているものの、申立期間において同じ売場を担当していた 5 人を含む上記同僚の中に申立人を明確に記憶している者はいない。

また、申立人が、A 社における同僚として姓又は姓名を挙げた者の中には同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者がいる上、同社の複数の同僚に照会したところ、「売場にはパートやアルバイトもいた。」との回答が得られた一方、申立人の同社における申立期間の厚生年金保険料の控除をうかがえる回答は得られない。

さらに、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本により既に解散していることが確認できることから、申立人に係る関連資料を得ることができない。

加えて、申立期間に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8050（岐阜厚生年金事案 219 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 15 日から 32 年 10 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かったが、私は、婚姻後も家を持つために仕事をしたかったので、自分から脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無く、申立期間については、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年4月2日付けで、申立期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、同僚の連絡先が新たに分かったので、申立期間当時勤務していた事業所を再度調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した 109 人の女性従業員の脱退手当金の支給記録を確認したところ、73 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 64 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は当該事業所が代理で請求した旨証言をしていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 12 月 26 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 21 年 4

月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「私は、婚姻後も家を持つために仕事をしたかったので、自分から脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無い。新たにA社B工場の同僚の連絡先が分かったので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者と認めてほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

本事案については、保存期間が経過して裁定請求書等の脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料は無く、年金の記録内容において、記録の真実性を疑わせるような不自然な矛盾は存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならないことになる。

このことから、今回、申立人が新たに連絡先が判明したとする同僚を含めて再度、同僚調査を行ったところ、会社の代理請求により脱退手当金を受給したことをうかがわせる証言がある上、改めて申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年10月21日前後2年に資格喪失した61人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、42人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち40人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もない頃となっていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、同僚調査において、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらなかったほか、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、平成元年7月まで厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無く、今回の申立人の主張をもって、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8051

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 30 日から 32 年 4 月 15 日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を請求した覚えは無く、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 32 年 4 月 15 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、受給要件を満たした 9 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金を支給したとする記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 週間後の昭和 32 年 4 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 7 日から 38 年 8 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 5 月 17 日から 40 年 8 月 31 日まで  
③ 昭和 40 年 10 月 14 日から 41 年 10 月 21 日まで

私は、夫の転勤により A 社を退職したが、退職に当たり同社の事務担当者からは、何の説明も受けておらず、脱退手当金の書類を記入した記憶も無い。

また、国（厚生労働省）の記録で脱退手当金が支払われたことになっている日は、私が娘を出産した日であり、実家に帰省していたことから、お金を受け取ることはできなかったはずである。調査をして申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金支給の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書は、申立人が昭和42年1月から43年5月まで帰省していたとする実家の住所地在記載され、41年11月2日に社会保険事務所(当時)に提出されたものの、記載内容の不備等により同年12月5日に返戻され、同年12月9日に再提出された後、脱退手当金裁定何かが作成され、決裁を受けるなど適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立人の申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取をしても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。